

給食費の取り扱い

1 給食費の減額・返金

- (1) 幼稚園3年間、義務教育学校9年間でみて、共通する行事等による給食回数の変更(減)に伴う返金は原則として行わない。
- (2) 特別な行事等で、他校と給食回数が違った場合、その分は給食内容の充実に当てる。ただし、学校又は学年単位とする。変更の連絡は、土日を含む10日前に文書ですること。
- (3) 臨時休校、学級閉鎖などは原則返金しない。ただし4日以上休校又は学級閉鎖をした場合は、4日目以降(給食実施日のみ該当)の牛乳とパン・ご飯代(100円/日)を返金するものとする。
- (4) 教育長が特に必要と認めた事項。

2 給食費の日割り計算等

次の場合、給食費は日割りで算出する。

(1) 転入の場合

ア 給食開始前の転入は、1ヶ月全額徴収する。

イ 給食開始後の転入は、1食単価 × 給食回数を徴収する。ただし、その額が給食費の月額を超える時は、月額給食費とする。幼稚園230円は17日以上、義務教育学校(後期課程)300円、学校・園職員 370円は16日以上が該当する。

(2) 転出の場合

ア 給食終了後の転出は返金しない。

イ 給食費引落とし前の転出は、1食単価×給食回数を徴収する。給食費引落とし後の転出は、給食費の月額より1食単価×給食回数を差し引いた額を返金する。ただし、その額が給食費の月額を超える時は給食費の月額とする。

ウ 町内転校の場合は、転校日により学校間で協議をし、どちらかの学校で給食費を徴収する。

※ ア〜ウ以外で返金等が発生した場合は給食センターの事務担当者(所長)と協議する。

(3) 入院等による長期欠席(2週間以上)の場合

ア 入院等による欠食の場合は返金する。ただし、4日目以降の給食費とする。返金額は、幼稚園230円・義務教育学校(後期課程)300円・学校・園職員 370円×欠席日数とする。(月額を超える時は、月額給食費とする。)

(例) 連絡を受けた日より3日分の給食代は徴収する。それ以降の連続する給食費については、返金する。

幼稚園	計算により、3,800円以上超える場合は、3,800円払う。
義務教育学校(後期課程)	4,500円以上超える場合は、4,500円払う。
学校・園職員	5,600円以上超える場合は、5,600円払う。

3 その他

- (1) 教育実習生(ボランティア等)は、1食単価に給食回数に乗じて得た額を徴収する。ただし、給食費の月額を超えた場合は給食費月額とする。
- (2) 特別休暇の教諭の代替として就任した講師等の給食費は、複数人分あわせて月額になるよう分割する。ただし、期間が継続しない場合は、転入・転出の例により計算する。
- (3) 給食試食会は、1食 370 円を徴収する。
- (4) 義務教育学校1～6年生は、令和8年4月より無償化のため、給食費の徴収はしない。